

すべし、疱瘡の三關にて、先二度の關所有て、出浮摘ふを上の關と云、膿水持てかせかゝるを後の關といふ、出でうきかぬるは五日六日の上の關を越へがたし、後の關は十日十一日にあり、乍去生れ子の一年にみたぬは十五日の期を待すして早くかせるゆへ、其痘の重きものは八日九日を三四才の十日十一日にあて、見るべし、俗に始終を十二日と心得て、神送りするは、疱瘡の吉凶を定むべし、吉痘は是より藥用ゆべからず又輕といへども餘病を狹むものは、其儘になし置べからず、良醫の指圖を持べきなり。

〔安齋隨筆二十九〕疱瘡血症　或小兒疱瘡發して吐血す、家人大に驚く、衆醫手を束ねて如何ともする事なし、一醫酒を飲ましむ、吐血止む、予が孫三人一度に疱瘡發^{ハナヂ}出づ、何事もなし、又或小兒疱瘡發して吐血す、是も何事もなし、接するに、熱に乗じて痘の毒血妄動して上下より溢れ出づるなり、其の本毒血なる故、血いづとも害ある事なし、人の驚き憂ふべき事なる故、是を記す、疑ふ事勿れ。

〔叢桂亭醫事小言六〕雜話

東羽ノ人患痘者アレバ、生葱ヲ切テ作管、鼻孔ニ容レ、面起脹スルトキ鼻カラスト傳聞ス、又葱ヲ煎服ス痘快發スト、方書中ニ此事ヲ載タリト、影ノ如ニ暗記ス、今再ビ之ヲ閱セントスルニ、何書ナルコトヲ忘却ス、重テ語ラン、

〔橘庵漫筆二編五〕蠅虫をしほりて、其汁を疱瘡にて、目に星の入たるに用ゆるに治せずと云事なし、予屢試みて効を得たり、乍併痘後五七十日過ては治せず、はやく入べし、人の臓腑に蛹程のいやしきもの、眼耳鼻手足さへなきむしながら、斯る功は一つなり、人として無能にして勤めず、世を過すをや、

〔隨意錄五〕痘瘡之禁忌、有生人往來者、醫家未解其義、按陸游老學庵筆記云、都下買婢、謂未會入人家、